


横浜市風致地区条例施行規則（本則） 新旧対照表

旧	新
(行為の許可の申請)	(行為の許可の申請)
第2条	第2条
<p>条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 風致地区内行為許可申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 設計書（第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの。）</p> <p>(3) 別表第1に掲げる行為の区分による図面</p>	<p>条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる図書2部を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 風致地区内行為許可申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 設計書（第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの。）</p> <p>(3) 別表第1に掲げる行為の区分による図面</p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める図書</u></p>
(行為の協議の申出)	(行為の協議の申出)
第4条	第4条
<p>条例第2条第4項の規定による協議をしようとする機関は、次の各号に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 風致地区内行為協議申出書（第12号様式）</p> <p>(2) 設計書（第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの。）</p> <p>(3) 別表第1に掲げる行為の区分による図面</p>	<p>条例第2条第4項の規定による協議をしようとする機関は、次に掲げる図書2部を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 風致地区内行為協議申出書（第12号様式）</p> <p>(2) 設計書（第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの。）</p> <p>(3) 別表第1に掲げる行為の区分による図面</p>
(行為の通知)	(行為の通知)
第5条	第5条
<p>条例第3条の規定による通知をしようとする者は、次の各号に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 風致地区内行為通知書（第13号様式）</p> <p>(2) 設計書（第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの。）</p> <p>(3) 別表第1に掲げる行為の区分による図面</p>	<p>条例第3条の規定による通知をしようとする者は、次に掲げる図書2部を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 風致地区内行為通知書（第13号様式）</p> <p>(2) 設計書（第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの。）</p> <p>(3) 別表第1に掲げる行為の区分による図面</p>

横浜市風致地区条例施行規則（別表） 新旧対照表

旧			新		
別表第1（第2条第3号、第4条第3号及び第5条第3号）			別表第1（第2条第3号、第4条第3号及び第5条第3号）		
行為の区分	図面の種類	明 示 す べ き 事 項	行為の区分	図書の種類	明 示 す べ き 事 項
(以下省略)			(以下省略)		
(別表第2省略)			(別表第2省略)		

旧	新
<p>第10号様式(第3条)</p> <p style="text-align: right;">横浜市 指令第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">風致地区内行為許可書</p> <p>住所 氏名 様 〔 法人の場合は、名 称・代表者の氏名 〕</p> <p style="text-align: right;">横浜市長 </p> <p>年 月 日に申請のありました風致地区内における行為については、横浜 市風致地区条例第2条第1項及び第2項の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。</p> <p>条 件</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>	<p>第10号様式(第3条)</p> <p style="text-align: right;">横浜市 指令第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">風致地区内行為許可書</p> <p>住所 氏名 様 〔 法人の場合は、名 称・代表者の氏名 〕</p> <p style="text-align: right;">横浜市長</p> <p>年 月 日に申請のありました風致地区内における行為については、横浜 市風致地区条例第2条第1項及び第2項の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。</p> <p>条 件</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p>

旧

新

第11号様式(第3条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

風致地区内行為不許可通知書

住所

氏名

様

〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕

横浜市長



年 月 日に申請のありました風致地区内における行為については、次の理由により許可しません。

理 由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(A4)

第11号様式(第3条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

風致地区内行為不許可通知書

住所

氏名

様

〔法人の場合は、名
称・代表者の氏名〕

横浜市長

年 月 日に申請のありました風致地区内における行為については、次の理由により許可しません。

理 由

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

(A4)